

北九州古賀病院 介護医療院 「重要事項説明書」

1、事業者

- (1) 名 称 社会医療法人北九州病院
- (2) 所在地 福岡県北九州市小倉北区室町三丁目1番2号
- (3) 代表者 理事長 佐多 竹良
- (4) 電話番号 093-561-0039

2、利用施設

- (1) 名 称 北九州古賀病院 介護医療院
- (2) 所在地 福岡県古賀市千鳥二丁目12番1号
- (3) 代表者 管理者 宮崎 正之
- (4) 電話番号 092-942-4131 FAX番号 092-943-9622

3、介護医療院の目的

介護保険法第107条の規定に基づき、その運営に関する事項を定め、円滑な施設運営を図るとともに、多職種が共同で入所者の意思及び人格を尊重し、長期にわたる療養が必要な要介護者の適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

4、運営の方針

- (1) 当施設は、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理・看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練療、その他必要な医療や日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるものである。
- (2) 当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めるものとする。
- (3) 当施設は、入所者の要介護状態の軽減及び悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて適切に療養を行うものとする。
- (4) 当施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・他の介護保険施設その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連帯に努めるものとする。

5、従業者の職種・員数及び職務内容

職 種	人 数	職 務 内 容
管理者	1名 兼務	施設従業員の管理や業務全般を管理・監督
医師	2.5名 以上 兼務	健康管理・療養上の指導と診療
薬剤師	0.8名 以上 兼務	医師の診断に基づき施薬及び服薬指導・管理
看護職員	20名 以上	病状及び心身の状況に応じた看護の提供
介護職員	30名 以上	病状及び心身の状況に応じた介護の提供
理学療法士	2名	リハビリテーションの計画作成と機能訓練
作業療法士	2名	リハビリテーションの計画作成と機能訓練
言語聴覚士	1名	リハビリテーションの計画作成と機能訓練
管理栄養士	1名 以上 兼務	栄養管理や栄養食事相談
介護支援専門員	2名	施設サービス計画の作成
診療放射線技師	適当数	必要な放射線撮影
調理員	適当数	調理業務
事務員	適当数	事務作業全般

6、勤務体制の確保

- (1) 当施設は入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することが出来るよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。
- (2) 当施設は、当該施設の職員によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- (3) 当施設は、従業者の資質の向上を図るため研修の機会を設けるものとし業務体制を整備する。

7、介護医療院の入所定員

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 東1療養棟 (I 型療養床) | 60人 |
| (2) 東2療養棟 (I 型療養床) | 60人 |

8、介護医療院のサービスの内容

<施設サービス計画の作成>

- 1 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 2 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望や入所者について把握された解決すべき課題並びに医師の治療の方針に基づき、当該入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービス内容及びサービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した、施設サービス計画の原案を作成するものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努め、原案について、入所者に対して説明し同意を得るものとする。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービス計画の実施状況の確認を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

<診療>

- 1 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に検査、投薬、注射、処置等を行う。
- 2 診療に当たっては、医学の立場を堅持し入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果もあげることができるよう適切な指導を行う。
- 3 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

<看護及び介護>

- 1 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 当施設は、1週間に2回特別浴槽を用いる等、適切に入所者を入浴させるものとする。ただし、入所者の心身の状況から入浴が困難である場合は、身体的清拭を行うものとする。
- 3 当施設は入所者に対しその病状、心身の状況及び置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 当施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、心身及び活動状況に適したおむつを提供するとともに、適切におむつ交換を実施するものとする。
- 5 当施設は入所者に対し離床、着替え、整容等の日常生活上の世話を適切に行うものとする。

<食事の提供>

- 1 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとし、食事の時間は、朝8時、昼12時、夕18時とする。
- 2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めるものとする。

<機能訓練>

当施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行うものとする。

<相談及び援助>

- 1 当施設は、常に入所者の心身の状態、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

<レクリエーション行事等>

- 1 当施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
- 2 当施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

<衛生管理等>

- 1 当施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 当施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9、身体拘束

当施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

10、地域との連携

- (1) 当施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
- (2) 当施設は、その運営にあたって提供した介護医療院サービスに関する入所者、又はその家族からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

11、非常災害対策

当施設は、災害防止と入所者の安全を図るため、防火管理者及び消防計画、業務継続計画を定め、常に入所者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、所轄消防機関と連絡を密にして、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

非常時の対応	別途定める「消防計画」及び「事業継続計画」にのっとり対応
近隣との協力	粕屋北部消防署に非常時の協力要請
消防計画等	防火管理者：事務部長

設備名称	設置等	設備名称	設置等
スプリンクラー	あり	屋内消火栓	あり
避難階段	あり	非常通報装置	あり
自動火災報知機	あり	漏電火災報知機	あり
誘導灯	あり	非常用電源	あり
ガスもれ報知機	あり	カーテン・寝具等	防火性能あり
防火扉・シャッター	あり		

12、事故発生時の対応

- (1) 当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。また事故の原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じる。
- (2) 当施設は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

13、個人情報の保護及び秘密保持

- (1) 当施設の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た、入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 当施設は、職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 当施設は、利用者、また利用者の家族の個人情報についても、個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は誠実に対応するものとする。
- (4) 当施設に入所期間中、利用者及び利用者の家族並びに身元引受人・後見人に関する療養上に必要な情報を、施設サービス計画(ケアプラン)の作成や利用者の病状によっては他医療機関及び福祉施設・居宅介護支援事業所に提供することとし、あらかじめ文書により同意を得るものとする。
(ア)診療情報提供書 (イ)看護添書 (ウ)在宅サマリー (エ)栄養情報提供書
(オ)療養棟内での写真の掲載や広報誌等への写真の提供 (カ)その他

14、虐待の防止のための措置に関する事項

当施設は入所者の人権を擁護し、虐待発生又は再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための指針の整備及び委員会、担当者の設置
- (2) 従業者に対する研修を定期的実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備し、サービス提供中に当該施設従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

15、施設利用に際する留意事項

入所者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 日常生活は、管理者が定める日課表に基づいて生活し、職員の指導に従い、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努めること。
- (2) 他の入所者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めること。
- (3) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。

※この重要事項に定めない事項に関して疑義が発生したときは、介護保険法その他諸法令の定める所を尊重し、利用者・家族・身元引受人・後見人との間で協議の上、誠意をもって解決するものとする。

16、入所及び退所に当たっての留意事項

- (1) 当施設は、施設サービスの提供に際して、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得るものとする。
- (2) 当施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずる。
- (3) 当施設は、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し介護医療院サービスを提供するものとする。
- (4) 当施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- (5) 当施設は、入所者の病状、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第4条に定める従業者の間で協議の上定期的に検討し、その内容等を記録するものとする。
- (6) 当施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

17、その他運営についての留意事項

- (1) 採用時研修 採用時3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 12日(回)以上

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な安全対策やサービスの質の向上に関すること、職員の勤務状況や介護機器の活用、点検について協議するものとする。

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を保持する。

従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

施設は、介護医療院サービスの提供に関する下記記録を整備し、そのサービスの提供に係る保険給付支払の日から最低5年間は保存するものとする。

- (1) 施設及び職員の管理に関する記録
- (2) 入所者に関する記録
- (3) 会計管理に関する記録

この規程に定める事項のほか、介護保険法、介護保険法施行令等関係各法令を遵守し、運営に関する重要事項は社会医療法人北九州病院と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

18、利用の解約・終了

下記に該当する場合は、1ヶ月以上の予告期間をもって、施設の利用を解約する事ができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく利用料、その他支払うべき費用を2ヶ月以上滞納したとき。
- (2) 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止できないとき。
- (3) 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど自殺をするおそれが極めて大きく、これを防止できないとき。
- (4) 利用者が故意に法令違反、その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

19、 下記に該当する場合は、利用を終了する事ができる。

- (1) 利用者から利用終了の申出があったとき。
- (2) 要介護認定の更新において、自立または要支援と認定されたとき。
- (3) 利用者が死亡したとき。
- (4) 利用者が病院または診療所に入院したとき。
- (5) 他の介護保険施設への入所が決まり、その施設に入所したとき。

20、利用料等

- (1) 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、入所者が利用料等の減免の認定を受けているときは、その認定に基づく支払いを受けるものとする。
- (2) 前項のほか、下記に定める「居住費」、「食費」及び特別な療養室の提供にかかる費用等の支払いを受けるものとする。
- (3) 当施設は、前項の費用の支払いを受けるためには、事前に利用者又はその家族に対して、文書で説明した上で、支払いに同意する旨の承諾を受けとることとする。
- (4) ご利用料金のお支払方法
当施設は、当月の利用料の請求書を翌月の12日に確定いたします。入所者には請求書発行月の末日までに、事務窓口または振込みによりお支払頂きます。お振込みの場合、手数料は利用者負担となります。ゆうちょ銀行より引落しをご希望の場合は別途手続きが必要です。
＊月途中で退所の際は、退所時にお支払いとなります。
- (5) 領収書の発行
当施設は、利用料の支払いを受けたときは領収書を発行します。再発行は致しませんので大切に保管してください。

I 加算分

- ① 夜間勤務等看護加算 7単位／日
夜勤の看護・介護職員が20:1以上かつ2人以上配置されている。
- ② 安全対策体制加算 20単位／回
事故を防ぐための強化対策を講じている。
- ③ 緊急時治療管理 518単位／日
病状が重篤となり救命救急医療が必要な場合。(3日間)
- ④ 経口維持加算(Ⅰ)(Ⅱ) 400・100単位／月
摂食機能障害による食事摂取の特別な管理と断続的な経口摂取の維持管理を行う。
- ⑤ 口腔衛生管理加算(Ⅰ) 90単位／月
歯科衛生士が口腔ケアに係る技術の指導、ケアを行う。
- ⑥ 療養食加算 6単位／回
糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・高脂血症食・膵臓病食を提供した場合。
- ⑦ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位／日
専門的な認知症ケアを行った場合。
- ⑧ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位／日
介護福祉士の占める割合が80%以上。
- ⑨ 退所時情報提供加算(Ⅰ)(Ⅱ) 500・250単位／回
居宅又は医療機関へ退所する際に診療情報を提供した場合。
- ⑩ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(Ⅱ) 10・5単位／月
感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で療養を行う。
- ⑪ 協力医療機関連携加算Ⅰ 50単位／月
他医療機関と容態急変時等に連携体制がとれる場合。
- ⑫ 介護職員処遇改善加算Ⅰロ 算定単位数の6.6%／月

その他

外泊時費用・他科受診時費用・初期加算・退所前後訪問指導加算・退所時指導加算・退所前連携加算・訪問看護指示加算・新興感染症等施設療養費等、要件を満たす場合算定

Ⅱ 特別診療費分

- ① 感染対策指導管理 6単位／日
常時感染対策をとっている場合。
- ② 褥瘡対策指導管理(Ⅰ) 6単位／日
常時褥瘡対策を行っている場合。
- ③ 薬剤管理指導 350単位／週
投薬または注射及び薬学的管理指導を行った場合。
- ④ 理学療法(Ⅰ)・リハビリ体制強化加算 123単位・35単位／回
理学療法を行った場合。
- ⑤ 作業療法・リハビリ体制強化加算 123単位・35単位／回
作業療法を行った場合。
- ⑥ 言語聴覚療法 203単位／回
言語聴覚療法を行った場合。
- ⑦ 摂食機能療法 208単位／日
摂食機能療法を行った場合。
- ⑧ 短期集中リハビリテーション 240単位／日
入所日から3月以内の間に集中的にリハビリを行った場合。

その他

初期入所診療管理・医学情報提供Ⅰ、Ⅱ等、要件を満たす場合算定

・利用料(従来型個室利用)

*負担割合により金額が変わります(1割・2割・3割)

要介護度区分	単位数	金 額 (日 額)	金 額 (30日計算)	特定診療費14,000円含(概算)
要介護度1	721	731 円	21,930 円	36,000 円
要介護度2	832	844 円	25,320 円	39,000 円
要介護度3	1,070	1,085 円	32,550 円	47,000 円
要介護度4	1,172	1,189 円	35,670 円	50,000 円
要介護度5	1,263	1,281 円	38,430 円	52,000 円

・利用料(多床室利用)

*負担割合により金額が変わります(1割・2割・3割)

要介護度区分	単位数	金 額 (日 額)	金 額 (30日計算)	特定診療費14,000円含(概算)
要介護度1	833	845 円	25,350 円	39,000 円
要介護度2	943	957 円	28,710 円	43,000 円
要介護度3	1,182	1,199 円	35,970 円	50,000 円
要介護度4	1,283	1,301 円	39,030 円	53,000 円
要介護度5	1,375	1,395 円	41,850 円	56,000 円

・居住費

患者負担段階	区 分	～7/31	8/1～	30日計算(～7/31)	30日計算(8/1～)
第4段階	従来型個室	1,728円	1,728円	51,840 円	51,840 円
	多床室	437円	437円	13,110 円	13,110 円
第3段階②	従来型個室	1,370円	1,470円	41,100 円	44,100 円
	多床室	430円	430円	12,900 円	12,900 円
第3段階①	従来型個室	1,370円	1,370円	41,100 円	41,100 円
	多床室	430円	430円	12,900 円	12,900 円
第2段階	従来型個室	550円	550円	16,500 円	16,500 円
	多床室	430円	430円	12,900 円	12,900 円
第1段階	従来型個室	550円	550円	16,500 円	16,500 円
	多床室	0円	0円	0 円	0 円

・食費

患者負担段階	～7/31	8/1～	30日計算(～7/31)	30日計算(8/1～)
第4段階	1,445円	1,545円	43,350円	46,350円
第3段階②	1,360円	1,420円	40,800円	42,600円
第3段階①	650円	680円	19,500円	20,400円
第2段階	390円	390円	11,700円	11,700円

・サービスについて

種 類	内 容	負担額(税込み)	税10%
特別室代	希望により	1 日	3,300円
下着リース料	希望により	1 日	55円
石鹸・シャンプー使用料	入浴時・希望により	1 回	55円
私物洗濯料	希望により	実費費用	
理美容代	外部業者による	実費費用(各業者より請求)	

21、協力病院等

当施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めるものとする。

当施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

へ医療機関へ	名称	社会医療法人北九州病院 北九州古賀病院		
	所在地	福岡県古賀市千鳥二丁目12番1号	電話番号	092-942-4131
	診療科	内科・呼吸器内科・脳神経内科・精神科・リハビリテーション科		
	名称	独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター		
	所在地	福岡県古賀市千鳥1丁目1-1	電話番号	092-943-2331
	診療科	内科・腎臓内科・脳神経内科・呼吸器内科・循環器内科・感染症内科 血管外科・整形外科・脳神経外科・呼吸器外科・救急科 他		
	名称	医療法人社団 愛和会 古賀中央病院		
	所在地	福岡県古賀市天神1丁目13番30号	電話番号	092-944-1551
	診療科	内科・外科・整形外科・婦人科・リハビリテーション科 他		
へ歯科へ	名称	坂井歯科医院		
	所在地	福岡県古賀市花見南2丁目28-7	電話番号	092-943-0699
	名称	医療法人宝歯会 古賀スマイル歯科医院		
	所在地	福岡県古賀市久保1641-5	電話番号	092-941-4618

22、相談・苦情窓口

- (1) 当施設は、その提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、別紙「利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要」に基づいて措置するものとする。
- (2) 当施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (3) 当施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

当施設相談室	窓口担当者 利用時間 利用方法	介護支援専門員 北川 光恵・辻原 ひろみ 9:00 ～ 16:30 電話 092-942-4131 (面談)
*営業時間外についても、保安要員が電話受付し、後日速やかに対応します		

*公的機関での苦情申立て窓口

古賀市介護保険係	所在地 電話番号	古賀市庄205 電話 092-942-1144 FAX 092-942-1154
福津市介護保険係	所在地 電話番号	福津市中央1丁目1番1号 電話 0940-43-8192 FAX 0940-34-3881
福岡県国民健康保険団体連合会	所在地 利用時間 電話番号	福岡市博多区吉塚町13番47号 8:30 ～ 17:00(月～金) 電話 092-642-7859 FAX 092-642-7856

*利用者等の意見を把握する体制、第3者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等 利用者の意見等を把握する取組 の状況	1. あり 2. なし	実施内容 1. 常時意見箱設置・回収・周知 2. 嗜好調査(年1回)実施・回収・周知 開示の結果 1. あり 2. なし
第3者による評価の実施状況	1. あり 2. なし	

損害賠償保険

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険内容	医師賠償責任保険

23、利用者代理人

利用者が、自らの判断による権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、予め選任した代理人を持って行わせる事ができる。

24、裁判管轄

本重要事項に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、利用者の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

附則

この重要事項説明書は、令和元年9月1日から施行する。

* 令和元年 10月1日改定	* 令和 5年 9月1日改定
* 令和 2年 6月1日改定	* 令和 5年 11月1日改定
* 令和 2年 9月1日改定	* 令和 6年 1月1日改定
* 令和 3年 4月1日改定	* 令和 6年 4月1日改定
* 令和 3年 8月1日改定	* 令和 6年 7月1日改定
* 令和 3年 10月1日改定	* 令和 7年 1月1日改定
* 令和 4年 4月1日改定	* 令和 7年 4月1日改定
* 令和 4年 6月1日改定	* 令和 7年 6月1日改定
* 令和 4年 10月1日改定	* 令和 8年 6月1日改定